

採用時教養実施要綱の制定について（例規通達）

初任教養等採用時教養については、これまで「採用時教養実施要綱の制定について」（平成27年8月28日付け富教第1979号ほか）に基づき、実施してきたところであるが、このたび、その内容を見直し、別添のとおり「採用時教養実施要綱」を改正し、令和2年4月1日以降に採用された巡査に対して実施することとしたから、その運用に誤りのないようになされたい。

なお、平成31年度に採用された巡査については、本通達の施行の日から本要綱による運用とする。

別添

採用時教養実施要綱

第1 趣旨

この要綱は、富山県警察職員の教養に関する訓令（平成13年富山県警察本部訓令第36号）第26条の規定に基づき、富山県警察官の採用時教養実施に関し必要な事項を定めるものとする。

第2 基本方針

新たに採用した巡査に対して、真に職責を自覚させ、使命感を培い、円満な良識と豊かな人間性を育むとともに、地域警察活動に必要な基礎的知識、技能の確実な修得及び体力・気力の錬成を図り、もって適正に職務を遂行し得る警察官を育成するものとする。

第3 定義

この要綱において、次に掲げる用語の意義は、それぞれに定めるところによる。

(1) 採用時教養

初任教養、職場実習、初任補修教養及び実戦実習をもって編成する教養をいう。

(2) 初任教養

新たに採用した巡査に対して行う基礎的教育訓練をいう。

(3) 初任科

富山県警察学校（以下「学校」という。）において初任教養を行うための課程をいう。

(4) 職場実習

初任教養を修了した巡査に対して警察署において行う教養をいう。

(5) 初任補修教養

職場実習を修了した巡査に対して行う基礎的教育訓練をいう。

(6) 初任補修科

学校において初任補修教養を行うための課程をいう。

(7) 実戦実習

初任補修教養を修了した巡査に対して警察署において行う教養をいう。

(8) 初任総合検討会

実戦実習を修了した巡査に対して採用時教養修了の意識付け等を行うための検討会をいう。

(9) 短期課程

学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による大学（短期大学を除く。）を卒業した者（警察庁長官がこれと同等以上の学力があると認めた者等を含む。）に対する採用時教養の課程をいう。

(10) 長期課程

前記(9)に掲げる者以外の者に対する採用時教養の課程をいう。

(11) 学生

初任教養及び初任補修教養を受ける者をいう。

(12) 実習生

職場実習及び実戦実習を受ける者をいう。

第4 採用時教養の期間

採用時教養の期間は、次の表のとおりとする。ただし、警察本部長が、実情により必要があると認める場合は、職場実習を長期課程で最大4か月、短期課程で最大3か月までの間延長し、その分、実戦実習の期間を短縮することができるものとする。

教養課程別	教養別				合計
	初任教養	職場実習	初任補修教養	実戦実習	
長期課程	10か月	3か月	3か月	5か月	21か月
短期課程	6か月	3か月	2か月	4か月	15か月

第5 初任教養及び初任補修教養における教科課程等

1 在学期間及び総授業時限数

初任科及び初任補修科の在学期間及び総授業時限数は、次の表のとおりとする。

教養課程別	初任科		初任補修科	
	在学期間	総授業時限数	在学期間	総授業時限数
長期課程	44週間	800時限	12週間	228時限
短期課程	26週間	480時限	9週間	168時限

2 教授科目等

初任科及び初任補修科の教授種目、教授科目及び教授要目並びに教授科目ごとの授業時限数は、警察庁が定める初任科及び初任補修科教科課程（長期課程）及び初任科及び初任補修科教科課程（短期課程）のとおりとする。

3 教授細目

富山県警察学校長（以下「学校長」という。）は、警察庁が定める初任科・初任補修科教科課程教授細目（類目）基準に従って教授細目を定めるものとする。

4 授業計画

- (1) 学校長は、教養の実施に当たり、あらかじめ授業計画を策定するものとする。この場合において、授業時間の単位は時限とし、1時限は80分とする。
- (2) 授業計画の策定に当たっては、次に掲げる教養指針に従い警察官として必要な知

識及び技能を修得することができるように、各教授科目の授業開始の時期及び進度を定め、教養効果が上がるように配慮するものとする。

ア 初任科前半においては、団体生活に慣れさせ、基本的なしつけを体得させ、警察官としての職責の自覚と社会人としての心構えを養い、体力・気力の錬成を図ることを指針として教育訓練を行うこと。

イ 初任科後半においては、警察官としての職務倫理を培い、自覚と誇りを持たせ、人間性豊かな人格形成を図るとともに、専門的な法学並びに地域警察活動の基本となる知識及び技能を修得させ、また、体力・気力を充実させることを指針として教育訓練を行うこと。

ウ 実務研修は、原則として、次により実施すること。

(ア) 私服による実務研修においては、警察本部、警察署等の警察施設を見学研修させること。

(イ) 制服による実務研修においては、交番における地域警察活動の実際を見学研修させること。この場合において、警察署長（以下「署長」という。）は、実務研修に係る学生の教養について、その責めに任じるものとし、実務研修が修了したときは研修事項、研修の状況その他参考となる事項を速やかに学校長に通知すること。

エ 初任補修科においては、地域警察官として一人立ちできるように、豊かな人間性の錬磨と職務倫理の基本の定着化を図るとともに、専門的な法学並びに地域警察活動の基本となる知識及び技能を総合的に発展進化させ、また、体力・気力を一層充実させることを指針として教育訓練を行うこと。

(3) 補充調整時間は、各教授科目の教養の進捗状況を把握した上で、当初の教養目標に到達しない教授科目の授業に充てるものとする。

5 教養実施上の留意事項

(1) 各教授科目の授業内容については、円満な良識と幅広い常識を兼ね備えた人間性豊かな警察官の育成と地域警察官として必要な知識及び技能の確実な修得を図るものとする。

(2) 教官は、常に教授方法の工夫及び改善に努め、各種教材の活用、模擬現場における実習、事例研究、書類作成等により、授業の内容と進度に応じて具体的に理解しやすくするとともに、学習の動機付けに配慮し、実践的な教養を推進するものとする。

(3) 教官は、授業に当たって講義要点をあらかじめ整理の上、学生の資質及び能力を踏まえて教養し、学生の理解度を把握しつつ、学生全体の知識及び技能の水準を高めるよう配慮するものとする。

(4) 部内外の講師に対しては、授業の目標、内容、重点等を説明して講義を依頼するなど、それぞれの講師と授業内容等に関して緊密に連絡をとるものとする。

第6 初任教養及び初任補修教養における教科外活動

1 目的

教科外活動は、教科課程の教育訓練とあいまって、自主性、良識及び情操を培い、体

力、気力の充実を図り、もって人間性豊かな人格形成及び警察官としての資質を養うことを目的とする。

2 構成

起床から就寝までの時間帯から授業の時間帯を除く時間帯の諸活動を教科外活動とし、起床から授業開始までの日朝活動、授業終了から就寝までの日夕活動により構成する。

3 指導上の留意事項

- (1) 教科外活動は、学校における統一した指導方針の下に、組織的かつ計画的に行うものとし、その運営は、学生の自主自律によることを原則とすること。
- (2) 教科外活動を効果的に推進するため、全教官が一体となって指導に当たるとともに、指導内容及び指導方法の工夫及び改善に努めること。
- (3) 学生の指導に当たっては、青年警察官の特性をよく理解し、個性の把握に努め、愛情と熱意をもって学生に接するとともに、率先垂範による指導に努めること。

第7 職場実習及び実戦実習

1 目的

- (1) 職場実習は、初任科の課程を修了した者を対象に、実習指導員の指導の下に現場実習、勤務体験等の方法を通じて、地域警察官として必要な知識・技能を修得させることを目的とする。
- (2) 実戦実習は、採用時教養修了時における本格的実務に向け、独立性の強い勤務を通じた補強教養により、実務に習熟させ、採用時教養修了後の本格的実務への移行に対応し得るだけの能力を修得させることを目的とする。

2 構成

- (1) 職場実習は、地域実習及び捜査実習をもって構成する。
- (2) 実戦実習は、原則として、地域実戦実習、生活安全実戦実習、交通実戦実習及び警備実戦実習をもって構成する。ただし、地域警察官としての実務能力を向上させるため、必要に応じて、警ら用無線自動車勤務等を体験させることができるものとする。

3 実施時期

- (1) 職場実習は、地域実習、捜査実習の順に実施する。
- (2) 実戦実習は、地域実戦実習を基本として実施する。

なお、生活安全実戦実習、交通実戦実習及び警備実戦実習の実施時期については、実戦実習期間内に、署長が実習生の配置人員等を考慮して、決定するものとする。

4 期間

職場実習及び実戦実習の期間は、次の表のとおりとする。

実習別 教養課程別	職場実習		実戦実習				合計
	地域実習	捜査実習	地域実戦実習	生活安全実戦実習	交通実戦実習	警備実戦実習	
長期課程	2か月	1か月	4か月 1週間	1週間	1週間	1週間	8か月

短期課程	2 か月	1 か月	3か月 1週間	1 週間	1 週間	1 週間	7 か月
------	------	------	------------	------	------	------	------

5 実習先

警察署における実習先は、地域実習及び地域実戦実習においては交番（直轄地域を含む。以下同じ。）とし、捜査実習、生活安全実戦実習、交通実戦実習、警備実戦実習においては当該実習に係る業務を担当する課とする。

6 教養体制

(1) 教養担当者

ア 署長は、副署長又は次長を教養担当者に指定するものとする。

イ 教養担当者は、勤務面及び生活面に関する全般的な指導計画を策定し、(2)の教養指導者及び(3)の実習指導員等を指揮するとともに、警察学校との連携を緊密にし、職場実習及び実戦実習の効果的な推進を図るものとする。

(2) 教養指導者

ア 署長は、職場実習及び実戦実習に係る業務を担当する課長を教養指導者に指定するものとする。

なお、必要に応じて、課長代理又は係長を教養指導者の補助者として指定し、運用できるものとする。

イ 教養指導者は、実習指導員等を指揮し、職場実習及び実戦実習を計画的に推進するものとする。

(3) 実習指導員

ア 署長は、地域実習においては実習生の交番に勤務する警部補以下の警察官の中から、地域以外の実習においては、実習先の課に勤務する警部補以下の警察官の中から、それぞれ実習指導員を指定するとともに、必要に応じて、実習指導員を補佐する実習補助員を指定し、運用することができるものとする。

イ 実習指導員には、人格に優れ、身近な先輩として指導力及び行動力を有し、かつ、勤務成績が優秀な者を指定するものとする。

ウ 実習項目又は実習内容によって、他の者による指導の方がより効果的である場合には、実習指導員以外の者に指導させることができるものとする。

7 実習記録表

(1) 実習においては、職場実習及び実戦実習を通じて「実習記録表」（別記様式第1号。以下「実習記録表」という。）に掲げる職務について教養を行うものとする。

(2) 教養指導者等は、実習の効果を高めるため、実習生の能力、経験等を勘案しながら、効率的かつ主体的に経験、修得できるように配慮するものとする。

(3) 実習記録表に掲げる職務については、原則として、これらの増減又は変更を行わないものとするが、実習項目及び実習内容については、警察署の実情に応じて、署長が特に必要があると認める場合には、増減又は変更することができるものとする。

(4) 実習指導員は、実習記録表を活用して実習状況を実習生とともに確認し、メモ欄に指導状況等を記載する。

(5) 教養指導者は、適宜、実習指導員に実習記録表を提出させ、実習状況を確認し、必

要な指導等の管理・調整を行うものとする。

8 指導形態

(1) 地域実習

マンツーマンの実習指導員による同行指導の下に、地域警察官として必要な知識・技能を修得させる。

(2) 捜査実習

原則としてマンツーマンの実習指導員による指導の下、司法警察職員として必要とされる基本的な捜査実務に関する知識・技能を修得させる。

(3) 実戦実習

実習指導員による管理、指導の下に、実習生の独力による地域勤務を行わせることとする。

また、この間に生活安全実戦実習、交通実戦実習、警備実戦実習を実施し、原則としてマンツーマンの実習指導員による指導の下に地域警察官として必要な基本的実務能力を修得させる。

9 実施要領

(1) 方法等

ア 実習内容

(ア) 職場実習の当初において、別表に掲げる基礎的教養を実施するものとする。

(イ) 地域実習においては、実習記録表に掲げる実習項目について、到達レベルに応じた段階的な教養を行うものとする。

(ウ) 地域実習の期間中において、特に、地域警察官として必要とされる基本的な捜査書類の作成能力を確実に修得させることとし、事後に行う捜査実習が効果的かつ効果的に推進できるように配慮するものとする。

(エ) 捜査実習においては、実習記録表の職務のうち、事件・事故捜査、被疑者の逮捕、捜査活動について、重点的に指導・教養するとともに、逮捕事案等の事件から送致までの一連の捜査手続きを見聞又は体験させるものとする。

(オ) 捜査実習においては、事件当直勤務を通じて、数多くの事件・事故を体験させ、捜査部門における当直勤務の概要を理解させるとともに、その初動対応要領等を体験させるものとする。

イ 実習日誌の作成及び保管

実習生は、常に実習状況及び進度を自ら把握するとともに、積極的に教養指導者又は実習指導員の指導を求め、職場実習期間中は職場実習日誌（別記様式第2号。以下「実習日誌」という。）を作成するものとする。

なお、実習日誌は、職場実習の期間中、教養指導者が保管するものとする。

ウ 組織的かつ総合的な推進

(ア) 教養指導者は、実習指導員及び実習生と接する機会を多くして、職場実習及び実戦実習における状況及び進度を把握するとともに、実習項目等が漏れなく教養されるよう、必要な指導調整を行うものとする。

- (イ) 実習指導員は、実習生と勤務を共にし、取扱事項を通じて、実習記録表に掲げる実習項目等について指導教養を行うものとし、実務指導に当たっては、実務に関する知識及び技能の研さんに努めるとともに、指導方法について創意工夫を凝らし、実習生が実習項目等を容易に理解し、かつ、身に付けることができるよう努めるものとする。
 - (ウ) 教養担当者、教養指導者、実習指導員（以下「教養担当者等」という。）以外の幹部は、職場実習及び実戦実習が円滑かつ効果的に行われるよう積極的に援助協力を行うものとする。
- (2) 実習指導員の転用勤務等の抑制
- 署長は、職場実習及び実戦実習の期間中は、実習指導員の転用を抑制し、配置換えを行わないよう配慮するものとする。
- (3) 実習生の勤務管理等
- ア 地域実習及び地域実戦実習の期間中は、実習生に対して交替制勤務を行わせることができるものとする。
 - イ 地域実戦実習の期間中は、実習生に対して受持区を持たせることができるものとする。
 - ウ 捜査実習、生活安全実戦実習、交通実戦実習及び警備実戦実習の期間中は、実習生に対して当直勤務を行わせることができるものとする。
 - エ 実戦実習の期間中において、警察署の実情により、特に必要があると認めるときは、別に定める必要な教養を修了し、かつ、署長が適任と認めた実習生に対して護送活動及び看守活動の補勤者として従事させることができるものとする。ただし、実習生をこれらの活動に従事させるに当たっては、交番等における地域警察活動を修得させることに支障が生じることがないように従事回数等に配慮するものとする。
- (4) 生活指導
- ア 生活指導の基本
- 実習生に対する生活指導は、心身ともに健康な良識ある社会人としての人格の形成に重点を置いて行うものとする。
- イ 生活指導の方法
- 教養担当者等は、懇談会、クラブ活動、術科・スポーツ活動、宿舎訪問その他の適切な方法により、実習生に対し、生活設計、健康管理、身だしなみ、団体生活、対人関係、余暇利用、家族通信等の生活指導を行うものとする。この場合においては、実習生の特性を理解し、私生活について不当な干渉にわたらないように配慮するものとする。
- (5) 体力の錬成
- 署長は、職場実習及び実戦実習の期間中、実習生に対し、余暇を利用した運動トレーニングの実施等により体力の維持、向上に努めさせるとともに、運動習慣を身につけさせるものとする。

また、柔道、剣道、逮捕術等の各種術科訓練についても、実習に支障を及ぼさない範囲において、努めて参加させるものとする。

10 相互の連絡等

- (1) 学校長は、職場実習及び実戦実習の期間中、初任科の担当教官等を適宜実習先の警察署に派遣して、教養担当者等と連携して、実習生の指導激励を行うこと。
- (2) 署長は、学校長から送付を受けた実習生の身上記録表、人事評価記録書等を指導教養の資料として活用すること。
- (3) 署長及び学校長は、職場実習及び実戦実習の期間中、教養担当者等、教官及び実習生を交えた検討会を随時開催すること。
- (4) 署長、学校長、警務部教養課長（以下「教養課長」という。）は相互に連携して実習指導員に対し、実習生の指導に必要な知識及び技能を修得させるための教養を実施するものとする。

11 職場実習修了時の措置等

署長は、職場実習が修了したときは、職場実習結果報告書（別記様式第3号）を実習生及び教養指導者にそれぞれ作成させ、これを速やかに学校長に送付するものとする。

12 実戦実習修了時の措置等

- (1) 実戦実習修了後、警察学校において初任総合検討会を開催し、実習生の修得状況の確認、今後の指導方法等を検討して、これをもって採用時教養を修了するものとする。
- (2) 教養担当者は、初任総合検討会の開催前に、次のことを実施するものとする。
 - ア 座談会等を行い、実習生の実戦実習項目の修得状況を確認すること。
 - イ 座談会等には、教養担当者、教養指導者、実習指導員及び実習生等が出席するものとする。ただし、署長の出席を妨げるものではない。
 - ウ 修得状況を勘案し、必要と認める者に対しては、各職場において、上司（上位の階級にある者等）が教養目標達成に向けて実戦実習項目を修得させる個人指導を行うこと。
 - エ 前記ア及びイの実習生の意見及び検討結果等を実戦実習結果報告書（別記様式第4号）に記載するものとする。
- (3) 初任総合検討会には、学校長、担当教官及び実習生が出席するものとする。学校長は、必要により、実習生に指導等を行うとともに、署長に助言等を行うものとする。

また、学校長は、実習生に対し採用時教養修了証（別記様式第5号）を交付するものとする。

13 採用時教養修了後の実習記録表等の処理

実習記録表、実習日誌、実戦実習結果報告書については、配置先において組織的に管理するものとする。

第8 教養の適正な管理

1 学校長の役割

- (1) 学校長は、学生について、警察官としての適格性の把握に努め、適正な指導及び処遇に配慮するものとする。

なお、初任補修科生については、配置先の署長と連携を図るものとする。

- (2) 学校長は、試験その他の方法により、初任教養及び初任補修教養における教養の効果を測定し、その結果を授業内容に反映させるとともに、警務部警務課長に通知しなければならない。
- (3) 試験の実施に当たっては、初任教養及び初任補修教養において身に付けるべき実務上の知識、判断力及び応用力を的確に試す問題を出題するとともに問題の作成から採点までの事務を厳正に管理するなど、公正な試験の実施に万全を期さなければならない。
- (4) 学校長は、学生の修得状況を配置先の署長にきめ細かく連絡するものとする。
- (5) 学校長は、実習生の配置先の署長に対し、初任教養及び初任補修教養に関する意見等を求めるとともに、教養課長との協議の結果、採用すべきものと認められた意見等については、これを速やかに授業計画等に反映させるものとする。

2 署長の役割

- (1) 実習生の配置先の署長は、学校長と連携を図りながら、当該実習生について、警察官としての適格性の把握に努め、適正な指導及び処遇に配慮するものとする。
- (2) 実習生の配置先の署長は、学校長から1(5)により意見等を求められたときは、管内治安情勢、実習生の実習実施状況等を勘案し、学校長が初任教養及び初任補修教養を効果的に実施する上で参考となる意見等を述べるものとする。

第9 その他

採用時教養が修了するまでは、部門別任用科及び専科への入校はできないものとする。

別表（第7の9関係）

新配置実習生基礎的教養実施要領

指 導 項 目	指 導 細 目	指 導 要 領	指 導 方 法
警察職員としての心構え	(1) 警察署員としての在り方 (2) 服務規律 (3) 私生活（寮生活）の在り方	新任者の持つ不安を解消させ、自信を持たせるよう指導する。	講義式
警察署、交番及び駐在所の施設の概要	(1) 警察署の組織と各課（係）の事務分掌 (2) 管内巡回及び図面説明	警察署の組織並びに交番及び駐在所の名称・位置を指導する。	講義式 同行指導
管内の地理、人情、風俗及び経済一般	人情、風俗、政治、経済、産業、歴史、習慣等の概要	管内の特殊性を重点に指導する。	講義式 同行指導
管内の治安状況	(1) 管内の犯罪概況と特異事案 (2) 管内の交通事故発生状況と取締重点 (3) 管内防犯情勢一般	管内の治安上の特殊性を重点に指導する。	講義式 同行指導
教養担当者等の紹介	(1) 教養担当者等の紹介 (2) 地域警察勤務に当たっての留意事項	教養担当者等と新配置実習生相互を自己紹介させ、相互の理解を深めさせるとともに、指導に当たっての留意事項について指示する。	座談会式

実習記録表

警察署名			
初任科	期	初任補修科	期
実習生氏名			

教養 担当者	指導期間				階級	氏名
	月	日	～	月	日	
	月	日	～	月	日	

教養 指導者	指導期間				階級	氏名
	月	日	～	月	日	
	月	日	～	月	日	
	月	日	～	月	日	
	月	日	～	月	日	

実習 指導員	指導期間				階級	氏名
	月	日	～	月	日	
	月	日	～	月	日	
	月	日	～	月	日	
	月	日	～	月	日	
	月	日	～	月	日	
	月	日	～	月	日	

記載の注意事項

- 1 レベル到達状況・・・各項目ごとに、下記レベルに達成した月日を記載すること。

レベルⅠ：口頭・座学等で説明を受けた。

レベルⅡ：経験した。

レベルⅢ：指導者の指導・助言を受ければ概ね実施できる。

レベルⅣ：独力で実施できる。

- 2 メモ欄・・・教養指導者、実習指導員等が実習状況や指導状況などを自由に記載すること。

職 務		実 習 項 目		実 習 内 容	
1	警戒活動	(1)	立番・見張り要領	①	立番・見張りの位置・姿勢・応接態度等
				②	立番・見張り中の指導、警告、職務質問
				③	受傷事故防止要領
2	在所勤務	(2)	在所勤務要領	①	諸願届等（電話を含む。）の受理要領
				②	書類（簿冊）作成・整理要領
				③	所内の整理整頓、装備資機材の点検
				④	受傷事故防止要領
3	警ら活動	(3)	警ら（車両警ら）要領	①	効果的な警ら方法
				②	注意すべき対象の掌握
				③	市民に対する声かけ・パトロールカードの活用
				④	不審者に対する職務質問
				⑤	受傷・交通事故防止要領
4	巡回連絡	(4)	訪問要領	①	計画的な実施
				②	C R名刺等の活用
				③	拒否された場合の措置
	(5)	指導連絡事項等	①	住民の意見要望等の聴取とその解消	
			②	犯罪の発生傾向及び防犯上の措置	
			③	交通事故防止等の指導	
(6)	注意事項	①	その他災害発生時の措置等		
		②	個人情報の取扱い		
		③	巡回連絡カードの保管管理		
5	管内実態の把握	(7)	把握すべき事項	①	管内の地形、地物及び交通の状況
				②	住民の居住実態、意見及び要望
	(8)	資料化と活用等	③	事件事故の発生状況等	
			④	重要防護施設等	
6	職務質問	(9)	対象者の発見要領	⑤	警備活動上、注意を要する事象・対象・情報
				①	関係簿冊の整理活用、保管
				②	活動計画への活用
				③	他部門との連携
		(10)	呼び止め要領	①	態度、動作、風体による発見
				②	携帯品による発見
				③	時間的、場所的観点による発見
		(11)	質問要領	④	車両による発見
				①	呼び止めの時期、場所、態度等
				②	相手の観察、間合いの確保
(12)	各種照会要領	③	拒否者に対する措置		
		①	人権を尊重した取扱い		
		②	相手に応じた納得のいく質問		
(13)	所持品検査要領	③	相手の観察、間合いの確保		
		④	答弁、携帯品等から矛盾点の追及		
		①	個人照会		
(14)	質問時の事故防止	②	盗品等照会		
		③	車両照会		
		④	その他の照会		
(15)	実施後の措置	①	任意性の確保		
		②	相手の観察、間合いの確保		
		③	凶器所持の有無の確認		
(16)	同行要領	④	発見物の措置		
		⑤	応じない場合の措置		
		①	危害防止措置		
7	地域安全活動	(18)	問題解決活動	②	拳銃、警棒、刺股等装備資機材の有効活用
				③	車両に対する配慮
				①	不審点が解明されなかった場合の措置（協力についての謝辞）
		(19)	要望把握活動	①	事前の所持品検査
				②	任意性の確保
③	相手の観察、間合いの確保				
(20)	情報発信活動	①	車両停止要領		
		②	装備資機材の有効活用		
(21)	個別の防犯活動	③	運転者・同乗者等に対する職務質問		
		④	免許証、自動車検査証の確認		
		⑤	車内・車体・積載物の検査		

職 務		実 習 項 目		実 習 内 容		
8	地理案内	(22)	地理案内の要領	①	相手の立場に立った応対	
				②	不明な点の調査	
9	雑踏警備	(23)	雑踏警備実施要領	①	雑踏警備に当たっての広報・整理・誘導要領	
				②	事件・事故発生時の措置	
10	相談	(24)	相談受理要領	①	警察相談簿の記載要領、幹部への報告、主管課への引継ぎ	
11	犯罪被害者支援	(25)	犯罪被害者支援の実施要領	①	犯罪被害者の心情と二次被害の防止	
			②	関係主管課への確実な引継ぎ		
		(26)	被害者訪問・連絡活動	①	訪問要領	
				②	被害者訪問カードの記載要領	
12	注意報告	(27)	注意報告書の作成要領	①	適切な報告時期、内容	
				②	急を要する事項の電話報告	
13	遺失物業務	(28)	遺失届・拾得物件の受理	①	遺失届の受理要領	
				②	物件の種類（個人情報関連物件等）と権利の有無	
				③	拾得場所（路上、施設内等）と物件の提出先	
				④	拾得から提出までの時間と権利の有無（所有権、報労金等）	
				⑤	拾得物件の適正な管理	
				⑥	会計係への確実な引継ぎ	
				⑦	交番での返還要領	
14	事件・事故捜査	(29)	基礎知識	①	司法手続きの基礎知識	
				②	管内の犯罪発生・検挙状況の概要	
				③	捜査情報の管理、証拠品の取扱い	
			(30)	届出受理	①	警察110番による即報
					②	届出人、届出概要の把握
					③	概要及び臨場する旨の幹部への報告
			(31)	臨場の要領	①	受傷事故防止要領
					②	相動者との連携（本署への臨場報告等）
					③	現場保存用具の携行
					④	臨場途中の不審者の発見・職務質問
					⑤	現場到着時間の確認
					⑥	被疑者、不審者の聴取
					⑦	被害者、目撃者等参考人の聴取、配慮
					⑧	P S Dによる画像情報の送信
					⑨	追加手配
					⑩	検索及び犯人検挙
			(32)	負傷者の救護	①	応急的救護措置
					②	救急車又は医師の出動要請
					③	臨床質問
		(33)	現場保存要領	①	現場保存範囲の決定、立入禁止区域の表示	
				②	立入規制	
				③	資料の変質、破壊等の防止措置	
				④	交代員への引継ぎ	
		(34)	現場観察要領	①	立会人の確保	
				②	観察範囲、観察順序、観察事項	
		(35)	緊急配備	①	緊急配備要領	
				②	装備資機材の活用	
				③	警戒要領、不審者の発見活動	
		(36)	被疑者の取扱い	①	所持品の確認等の受傷事故の防止（任意捜査の場合）	
				②	被疑者の逃走防止	
				③	供述拒否権の告知	
				④	取調べ（犯行の原因・動機・状況等）	
		(37)	捜査書類の作成	①	被害届	
				②	実況見分調書	
				③	任意提出書、領置調書、所有権放棄書	
				④	還付・仮還付請書	
				⑤	捜索差押調書、押収品目録、押収品目録交付書	
				⑥	捜査報告書	
				⑦	微罪処分手続書	
				⑧	逮捕手続書	
				⑨	供述調書	
		(38)	統計原票・被害記録等の作成	①	統計原票	
				②	被害記録	
				③	手口記録	
		(39)	報告・照会要領	①	事件速報	
				②	各種照会	
				③	各種報告	
15	被疑者の逮捕	(40)	共通事項	①	逮捕の必要性の判断	
				②	応援要請の必要性の判断	
	③			装備資機材の活用と受傷事故防止		
	④			身体捜検の徹底		
	⑤			連行要領		
	(41)	通常逮捕	①	逮捕状の執行（緊急執行を含む）		

職 務	実 習 項 目	実 習 内 容
15 被疑者の逮捕	(42) 現行犯逮捕	① 被害事実及び現行犯人の要件の確認
		② 私人が逮捕した被疑者の受け取り要領
	(43) 緊急逮捕	① 被害事実及び緊急逮捕の要件の確認
		② 逮捕理由等の告知
	(44) 捜索・差押え・検証	① 逮捕に伴う捜索、差押え、検証
		② 押収時の取扱要領
③ 目的物以外の証拠品の取扱要領		
16 捜査活動	(45) 各種捜査活動	① 聞き込み捜査
		② 盗品等捜査、遺留品捜査
		③ 尾行・張り込み
		④ 死体の取扱い
		⑤ 火災事件の捜査
		⑥ 現場鑑識活動
17 交通指導取締り等	(46) 交通指導取締りの基本	① 取締計画に基づいた実施
		② 違反者に対する措置
		③ 歩行者・自転車の指導取締要領
		④ 取締資機材の取扱要領
		⑤ 交通（受傷）事故防止
	(47) 反則切符・交通切符の処理要領	① 適用範囲
		② 各欄の記入要領
		③ 反則・違反事実を否認する場合の処理要領
		④ 違反が競合する場合の処理要領
		⑤ 切符の保管管理
(48) 反則切符・交通切符を適用できない交通関係法令違反の処理	① 書類作成要領	
(49) 交通事故の捜査要領	① 人身事故の初動捜査要領	
	② 物件事故捜査要領	
	③ 交通事故現場における受傷事故防止	
18 交通整理	(50) 交通整理要領	① 手信号による交通整理
		② 灯火による交通整理要領
		③ 信号機の操作要領
19 交通警察許可	(51) 交通警察関係許可の手続要領	① 制限外積載許可
		② 駐車許可
		③ 通行許可
20 立入調査	(52) 立入要領	① 調査要領
		② 違反事実の発見要領
		③ 現場注意指導要領
		④ 報告書の作成
21 保護活動	(53) 酩酊者の保護	① 酩酊者の取扱要領
		② 酩酊者の観察・外傷の有無の確認
		③ 所持金品の取扱い
		④ 家族等への連絡
		⑤ 報告書等の作成
		⑥ 受傷事故防止及び装備資機材の活用要領
	(54) 精神錯乱者等の保護	① 保護要領
		② 凶器携帯の有無等の確認
		③ 家族、関係先への連絡
		④ 報告書等の作成
		⑤ 受傷事故防止及び装備資機材の活用要領
		⑥ 受傷事故防止及び装備資機材の活用要領
(55) 行方不明者等の発見・保護活動	① 届出受理要領	
	② 保護要領	
	③ 家族、関係先への連絡	
	④ 報告書等の作成	
22 少年補導	(56) 街頭補導	① 呼びかけの要領
		② 事情聴取の要領
		③ 所持金品の措置
		④ 同行要領
		⑤ 主管係への連絡
		⑥ 関係書類の作成
23 大規模災害等緊急事態発生時の措置	(57) 把握・措置要領	① 管内の災害危険箇所の把握
		② 避難誘導場所の確認
		③ 被害情報の収集及び本部主管課への報告・連絡要領
		④ 現場における活動要領
24 通信機器の取扱い	(58) 有線電話	① 警察機関への電話のかけ方
		② 一般加入電話への発信上の配慮事項
	(59) 無線機の使用法	① 取扱い、操作方法及び適正な携帯要領
		② 感度不良時の措置と不感地帯の理解
		③ 呼び出し応答による通信方法
		④ 緊急発報機能の使用法
		⑤ 適切な管理、亡失時の措置及び亡失防止上の配慮事項
	(60) データ端末の使用法	① 取扱い、操作方法及び適正な携帯要領
		② 適切な管理、亡失時の措置及び亡失防止上の配慮事項

職 務		実 習 項 目		実 習 内 容	
24	通信機器の取扱い	(61)	受令機の使用方法	①	取扱い、操作方法及び適正な携帯要領
				②	感度不良時の措置と不感地帯の理解
				③	適切な管理、亡失時の措置及び亡失防止上の配慮事項
25	その他 府県の実情に応じた実習	(62)	看守要領	①	巡回・監視要領
				②	身体検査要領
				③	留置施設における処遇
				④	不服申立て時の措置要領
				⑤	事故防止措置要領
				⑥	事故発生時の措置要領
		(63)	護送要領	①	手錠、腰縄の施用要領
				②	連行、歩行要領
				③	逃走防止措置要領
				④	事故発生時の措置要領
(45)	各種捜査活動	⑦	ライプスキャナによる指掌紋作成		

職場実習日誌

実習日	年 月 日（ 曜日）天候：			
実習項目	記事欄（項目を挙げ、経験、感想、反省点を簡潔に記載する。）			
確認欄	教養指導者		実習指導員	

実習日	年 月 日（ 曜日）天候：			
実習項目	記事欄（項目を挙げ、経験、感想、反省点を簡潔に記載する。）			
確認欄	教養指導者		実習指導員	

職場実習結果報告書

（表面）

		所属	
初任科第	期	氏名	
職場実習期間	自	年	月 日
	至	年	月 日
主な取扱い等	※ 検挙した事件など職場実習中の主な取扱いを記載する。		
初任補修科で特に教養を必要とする事項等			
実習生等意見			
※ 実習中に疑問に思ったこと、初任補修科で学びたいことを記載する。			

※表面は実習生が記載し、裏面は教養指導者等が記載する。

初任補修科で特に教養を必要とする事項等

教養指導者等意見

地 域 実 習

※ 『実習記録表』を基にして実習指導を振り返り、初任補修科で学ばせたいこと等を記載する。

記載者氏名：

捜 査 実 習

記載者氏名：

実戦実習結果報告書

（表面）

		所属	
初任補修科 第	期（初任科 第	期）	氏名
職 場 実 習 期 間	自	年 月 日	
	至	年 月 日	
主 な 取 扱 い 等	※ 検挙した事件など実戦実習中の主な取扱いを記載する。		
実習生等意見			
※ 実戦実習を終えて、経験となったこと、不安に感じていること等を記載すること。 また、採用時教養を終えて、今後続く後輩のために改善して欲しい点等を記載する。			

※表面は実習生が記載し、裏面は警察署における検討結果を記載すること。

警察署における検討結果	
警察署検討会実施日	年 月 日
教養担当者氏名	
<p>※ 『実習記録表』を基にして実習指導を振り返り、個別指導の必要性、今後の指導方針等検討した結果を記載する。</p>	

修了証

階級 氏 名

君は採用時教養のすべての
課程を修了したことを
証する

年 月 日

富山県警察本部長

階級 氏 名

用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。